

墨田区のお知らせ2015.1.21

すみだ

発行：墨田区(税務課税務係) ☎5608-6008 〒130-8648 墨田区吾妻橋一丁目23番20号

2つの矩形が寄り添うシンボルは、墨田区在住・在勤者、企業やNPOなどと、区および区職員との協働・協治を表すものです。

税の特集号

☎ <http://www.city.sumida.lg.jp/>

申告はお早めに 特別区民税・都民税の 申告受付が始まります

今年も、確定申告の時期となりました。申告期限は、特別区民税・都民税、所得税・復興特別所得税(以下「所得税」)、贈与税、個人事業税が3月16日(月)、個人事業者の消費税・地方消費税(以下「消費税」)が3月31日(火)です。

3月は受付窓口が大変混雑しますので、早めの申告をお願いします。また、申告書は郵送でも受け付けています。ご不明な点は最寄りの各税務関係機関へお気軽にお問い合わせください。



昨年秋に行った「税理士による税の無料相談」の様子



特別区民税・都民税の申告

【とき・ところ】表1のとおり
【申告が必要な方】次のいずれかに該当する方▶平成27年1月1日現在区内に在住し、昨年中に事業、不動産、公的年金、配当等の所得があり、所得税の確定申告をしない方▶給与所得者で特別区民税・都民税が給与から徴収されていない方、または昨年中に会社を退職した方 *所得税の確定申告をする方は、特別区民

■申告期間・場所(表1)

| 税の種類 | とき(申告期間) | ところ(申告場所) |
|-----------|--|--|
| 特別区民税・都民税 | 2月4日(水)～3月16日(月) 午前8時半～午後5時 | 区役所会議室21(2階) |
| | 3月10日(火)～16日(月) 午前8時半～午後5時 *正午～午後1時を除く | ▶緑出張所(緑3-7-3) ▶横川出張所(横川5-10-1-111) ▶文花出張所(文花1-32-1-102) ▶墨田二丁目出張所(墨田2-14-4) ▶東向島出張所(東向島2-38-7) *本所・向島税務署では実施しません。 |

- ①いずれも土・日曜日、祝日を除きます。
- ②区役所、各出張所では、給与・年金所得のみの方で、住宅借入金等特別控除、寄附金控除、雑損控除等の適用を受けない所得税の還付申告書の提出も受け付けます。
- ③特別区民税・都民税申告書の発送は、2月2日を予定しています。

税・都民税の申告は必要ありません。
▶墨田区に住民登録はないが、区内に事務所または事業所、家屋敷を所有している方

【特別区民税・都民税の申告に必要なもの】

▶申告書等 ▶印鑑 ▶収入(源泉徴収票等)や経費の明細書 ▶控除を受けるための書類(医療費の領収書、生命保険料・地震保険料の控除証明書等) *所得税の確定申告を行う場合も同様です。

所得税・贈与税・個人事業者の消費税の申告

【とき・ところ】表3のとおり(申告書作成相談は表4のとおり) 【申告が必要な方】2面を参照

■申告期間・場所(表3)

| 税の種類 | とき(申告期間) | ところ(申告場所) |
|-----------|-------------------|--|
| 所得税 | 2月16日(月)～3月16日(月) | ▶本所税務署(業平1-7-2) ▶向島税務署(東向島2-7-14) *2月22日(日)・3月1日(日)に限り、東京国税局会場(千代田区大手町1-3-3・大手町合同庁舎3号館)で確定申告書の受付と作成のアドバイスを行います。 【受付】午前8時半～午後4時 【相談】午前9時15分～午後5時(本所・向島税務署では執務を行っていません。) |
| 贈与税 | 2月2日(月)～3月16日(月) | |
| 個人事業者の消費税 | 3月31日(火)まで | |

- ①いずれも土・日曜日、祝日を除きます。
- ②本所・向島税務署の時間外受信箱への投函や「郵便物」(第一種郵便物)または「信書便物」での提出も受け付けています。

■申告書作成会場の開設日程(表4)

| とき | ところ |
|--|--|
| 2月16日(月)～3月16日(月) 相談時間 午前9時15分～午後5時 *受付は午前8時半～ | 本所税務署3階(業平1-7-2) 向島税務署2階(東向島2-7-14) |

- ③土・日曜日を除きます。
- ④会場が混雑している場合には、受付を早めに締め切ることがあります。
- ⑤上記期間以外は申告書作成会場を開設しておりませんので、長時間、お待ちいただくことが予想されます。確定申告の相談は上記期間内をお願いします。

税理士による無料申告相談会

■小規模納税者などのための所得税・消費税の申告相談会の開催日程

| とき | ところ |
|---------------------------------|--------------------------------------|
| 1月26日(月)～1月28日(水) 午前10時～午後4時 | みどりコミュニティセンター(緑3-7-3) |
| 2月4日(水)～2月13日(金) 午前9時半～午後4時 | 向島税務署2階(東向島2-7-14) *提出のみの方は1階総合窓口 |
| 2月9日(月)～2月13日(金) 午前9時半～午後4時 | 本所税務署3階(業平1-7-2) *提出のみの方は2階総合窓口 |

- ⑥当日直接会場へお越しください。なお、車での来場はご遠慮ください。
- ⑦いずれも正午～午後1時および土・日曜日、祝日を除きます。
- ⑧譲渡所得(土地、建物、株など)・贈与税の相談や、内容が複雑な相談は、所轄税務署にご相談ください。

個人事業税の申告

【とき・ところ】表2のとおり
【申告が必要な方】個人が営む事業のうち、前年中の事業の総収入金額から必要経費を差し引いた後の所得

■申告期間・場所(表2)

| 税の種類 | とき(申告期間) | ところ(申告場所) |
|-------|---------------------------|--|
| 個人事業税 | 3月16日(月)までの 午前8時半～午後5時 | ▶台東都税事務所(台東区雷門1-6-1) ▶墨田都税事務所(両国4-29-4) |

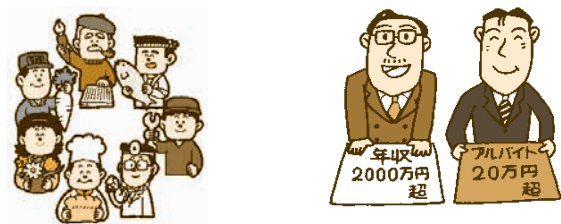
- ①いずれも土・日曜日、祝日を除きます。

金額が事業主控除額290万円(営業期間が1年未満の場合は月割額)を超える方 *事業廃止の場合を除き、所得税や特別区民税・都民税の申告をする方は、個人事業税の申告の必要はありません。

所得税の確定申告、贈与税の申告、個人事業者の消費税の確定申告

所得税

確定申告をしなければならない方



- ▶ 事業・不動産所得、土地・建物等の譲渡所得のある方
- ▶ 給与の収入金額が2000万円を超える方
- ▶ 給与所得のほかに、合計額が20万円を超える所得のある方
- ▶ 給与を2か所以上からもらっている方
- ▶ 公的年金等の収入金額の合計が400万円を超え、申告納税額のある方 など

確定申告をすると所得税が還付される方 (源泉徴収税額のある方)



- ▶ 給与所得者で雑損控除、医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除(年末調整済の場合を除く)などを受ける方
- ▶ 年の途中で退職した後、再就職しなかった方(年末調整をしていない場合) など

贈与税



- ▶ 個人から不動産や現金をもらったり、経済的利益を得たりした方で、財産価格の合計額が110万円を超える方
- ▶ 父母等から住宅取得等資金の贈与を受けた方(非課税であっても申告書の提出は必要) など

個人事業者の消費税

- ▶ 平成24年分の課税売上高が1000万円を超える事業者
- ▶ 24年分の課税売上高が1000万円以下で、25年12月末までに「消費税課税事業者選択届出書」の提出を済ませている事業者
- ▶ 特定期間(25年1月1日～6月30日)における課税売上高(課税売上高に代えて給与等支払額の合計額による判定も可)が1000万円を超える事業者 など



国税の申告から納税までの流れ

申告書の作成



申告書の作成は、国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』をご利用になると便利です。

確定申告 検索

画面の案内に従って金額等を入力すると、税額などが自動計算され、所得税、贈与税、個人事業者の消費税の申告書等が作成できます。

作成が終わったら



印刷して提出
作成した申告書を税務署へ提出します。郵送で提出することもできます。なお、添付書類の提出は省略できません。



**インターネットで送信
イータックス [e-Tax]**
医療費の領収書や給与所得の源泉徴収票等は、その記載内容を入力して送信することにより、提出等を省略できます。

申告が終わったら

■還付
ご指定の金融機関への振込み、または郵便局窓口での受け取りとなります。なお、e-Taxで申告された還付申告は、3週間程度で還付できるよう、早期処理を行っています。

■納税
▶ 振替納税
申告所得税と個人事業者の消費税について利用できます。指定口座から自動で引き落とされます。
▶ 電子納税(e-Tax)
全税目についてダイレクト納付または、インターネットバンキングによる納付ができます。
▶ 現金納付
現金に納付書を添えて金融機関または税務署の窓口で納付します。

●申告書の提出後に税務署から納付書や納税通知書等をお送りすることはありません。

確定申告についての調べ方

■国税庁ホームページを利用する

国税庁 検索

▶ タックスアンサー

よくあるご質問に対する回答を掲載しています。パソコン・携帯電話等から24時間ご利用になれます。



■電話相談センターを利用する

最寄りの税務署へ電話をかけ、音声案内に従い「0」番を選択します。

▶ 電話相談センター

一般的な税に関する相談に、税理士または税務相談官がお答えします。



税務署からのお知らせ

■年金所得者の確定申告不要制度

公的年金等の収入金額の合計が400万円以下で、かつ、公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合には、所得税の確定申告は不要です。

なお、所得税の確定申告が不要な場合であっても、所得税の還付を受けるためには、申告書を提出する必要があります。また、所得税の確定申告が不要な場合であっても、住民税の申告が必要な場合もあります。

■復興特別所得税をお忘れなく!

平成25年分～49年分について、復興特別所得税(原則として各年分の所得税額の2.1%)を所得税と併せて申告・納付することとなっています。

所得税の申告書を提出される前に、計算漏れがないかご確認ください。

*ご不明な点は、最寄りの税務署にお尋ねください。

よくお問い合わせいただく質問について、お答えします

給与などの所得のある方の税金

Q1 専業主婦ですが、パートを始めました。いくらまでの収入なら税金がかかりませんか。また、夫の税金はどうなりますか。

A1 収入100万円以下であれば、特別区民税・都民税(以下「住民税」といいます。)、所得税ともかかりません。収入100万円超～103万円以下であれば、所得税はかかりませんが、住民税がかかります(表5参照)。夫の税金については、所得税や住民税の計算上、次の要件に当てはまれば配偶者控除または配偶者

特別控除を受けられます。配偶者控除は、パートの収入が103万円以下であれば定額(所得税は38万円、住民税は33万円)が控除されます。配偶者特別控除は、パートの収入が103万円超～141万円未満の場合に、その収入に応じ、一定金額が控除されます(表5参照)。ただし、夫の合計所得が1000万円超の場合は適用されません。また、公的年金等収入の場合の課税・扶養の関係については、表6をご覧ください。

Q2 医療費控除の対象となる医療費はどのようなものですか。

A2 医療費控除の対象となる医療費は、医師、歯科医師に支払う診療費や治療費のほか、治療や療養に必要な医薬品の購入費などです。また、通院にかかる交通費も対象となります。ただし、美容目的の歯科矯正費

や健康診断(例外あり)・予防接種の費用、自家用車で通院する場合のガソリン代・駐車料金などは対象となりません。なお、生命保険契約や健康保険から支給される入院費給付金、出産育児一時金、療養費などは、医療費として支払った金額から差し引くこととなります。

Q3 アルバイト先の給与収入に対する住民税は、どのように納めればよいのですか。

A3 年末調整を受けている給与以外のアルバイト収入に対する住民税の納付方法は、ご自身で選択することができます。所得税の確定申告書の「住民税に関する事項」の「給与・公的年金等に係る所得以外(平成27年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得に係る住民税の徴収方法の選

択」欄で「給与から差引き」を選択、または特別区民税・都民税申告書の「給与・公的年金等に係る所得以外(平成27年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の徴収方法」欄で「特別徴収」を選択した場合は、アルバイト分を含めた住民税の全額が給与から差し引かれます。また、「普通徴収」を選択した場合は、特別徴収分以外の住民税の差額をご本人に通知しますので、ご自身で納めていただきます。

Q4 マイホームを取得したときに、所得税が減額になると聞いたのですが、どのようなものですか。また、取得の際に親から資金の援助を受けたのですが、贈与税はかかりませんか。

A4 まず、「所得税」についてですが、所得税の特例として、住宅ローン等を利用してマイホームを取得した場合で、一定の要件を満たすときは、年末残高の合計額等を基に計算した金額を所得税額から控除する「住宅借入金等特別控

除」などの適用を受けることができます。また、住宅ローンを利用しない場合でも、特定の改修工事(省エネ改修工事等)を行った場合に適用される控除もあります。次に「贈与税」についてですが、贈与税の特例として、父母や祖父母などの直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合で、一定の要件を満たすときは、その住宅取得等金額のうち、一定金額について、贈与税が非課税となります(申告書の提出が必要です)。

■パートの給与収入と課税・扶養の関係(表5)

| パート給与収入金額 | 本人の税金 | | 配偶者控除 | | 配偶者特別控除額(単位:万円) | |
|-----------------|--------|-----|---------|-----|-----------------|-----|
| | 住民税 | 所得税 | 住民税 | 所得税 | 住民税 | 所得税 |
| 100万円まで | 課税されない | | 対象になる | | 0 | |
| 100万円超 103万円未満 | 課税される | | 対象にならない | | | |
| 103万円 | | | | | | |
| 103万円超 105万円未満 | | | | | 33 | 38 |
| 105万円以上 110万円未満 | | | | | 33 | 36 |
| 110万円以上 115万円未満 | | | | | 31 | 31 |
| 115万円以上 120万円未満 | | | | | 26 | 26 |
| 120万円以上 125万円未満 | | | | | 21 | 21 |
| 125万円以上 130万円未満 | | | | | 16 | 16 |
| 130万円以上 135万円未満 | | | | | 11 | 11 |
| 135万円以上 140万円未満 | | | | | 6 | 6 |
| 140万円以上 141万円未満 | 3 | 3 | | | | |
| 141万円以上 | 0 | 0 | | | | |

■公的年金等収入と課税・扶養の関係(表6)

| | 公的年金等収入金額 | 本人の税金 | | 扶養控除 | |
|--------------------------|----------------|--------|-----|---------|-----|
| | | 住民税 | 所得税 | 住民税 | 所得税 |
| 65歳未満(昭和25年1月2日以後に生まれた方) | 105万円以下 | 課税されない | | 対象になる | |
| | 105万円超 108万円以下 | | | | |
| | 108万円超 | 課税される | | 対象にならない | |
| 65歳以上(昭和25年1月1日以前に生まれた方) | 155万円以下 | 課税されない | | 対象になる | |
| | 155万円超 158万円以下 | | | | |
| | 158万円超 | 課税される | | 対象にならない | |

●公的年金等収入は雑所得に区分されます。

■軽自動車税・自動車税の登録・廃車の手続場所(表7)

| | 車種 | ところ |
|-------|-----------------------------------|--|
| 軽自動車税 | 原動機付自転車・ミニカー 小型特殊自動車(フォークリフト等) | 税務課税務係(区役所2階) ☎5608-6134 |
| | 軽三輪自動車 軽四輪自動車 | 軽自動車検査協会足立支所 (足立区入谷8-10-8) ☎050-3816-3102 |
| | 軽二輪自動車 二輪の小型自動車 | 足立自動車検査登録事務所 (足立区南花畑5-12-1) テレホンサービス ☎050-5540-2031 |
| 自動車税 | 上記以外の自動車 (大型特殊自動車を除く) | |

●自動車税(軽自動車税を除く)の課税内容等については、東京都自動車税コールセンター ☎3525-4066または自動車税テレホンサービス ☎5985-7815にお問い合わせください。

自動車税と軽自動車税

Q5 自動車税と軽自動車税とは、どのような場合にかかってくるのですか。

A5 自動車税と軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者(割賦販売契約等で所有権が売主等にある場合は使用者)にかかる税金です。

自動車を購入したときや譲渡したときは、必ず手続をしてください。また、軽自動車税には月割の制度がないため、平成27年4月1日までに廃車の手続をしないと、27年度分の税金が1年分課税されます。

Q6 原動機付自転車・ミニカー・小型特殊自動車(フォークリフト等)の登録、廃車手続にはどのような書類が必要ですか。

A6 ▶新規登録=販売証明書、印鑑 ▶譲渡=廃車確認書、譲渡証明書、印鑑 ▶転入=廃車確認書、印鑑(転入前の自治体で廃車

手続をしていない場合は、ナンバープレート、標識交付証明書、印鑑) *登録者が法人の場合は、このほかに事務所の所在地が確認できる郵便物等と代表者印が必要です。▶廃車=ナンバープレート、標識交付証明書、印鑑 *手続場所については、表7をご覧ください。

ご不明な点がある方や、さらに詳しいことをお知りになりたい方は、4面に掲載の問合せ先へお気軽にご相談ください。

平成27年度から適用される住民税(特別区民税・都民税)、軽自動車税の主な改正点

住宅借入金等特別税額控除の延長および拡充

住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)の対象期間が、4年間(平成26年1月1日～29年12月31日)延長され、その期間のうち、26年4月1日～29年12月31日に居住を開始した方については、控除限度額が下表のとおり拡充されます。

■住宅借入金等特別税額控除の延長および拡充の概要

| | 居住開始年月日 | 控除限度額 |
|-----|-------------------|--------------------------------|
| 改正前 | 平成25年12月31日まで | 所得税の課税総所得金額×5% (最高9万7500円) |
| 改正後 | 26年1月1日～3月31日 | 所得税の課税総所得金額×7% (最高13万6500円) |
| | 26年4月1日～29年12月31日 | |

①拡充後の控除額の適用を受けられるのは、住宅に適用される消費税の税率が8%である場合に限り、それ以外の場合の控除限度額は、所得税の課税総所得金額×5%(最高9万7500円)です。

上場株式等の配当所得および譲渡所得等に係る軽減税率の廃止

上場株式等の配当所得および譲渡所得等に係る10%軽減税率(所得税7%、住民税3%)の特例措置は、平成25年12月31日をもって廃止され、26年1月1日以後は、本則税率の20%(所得税15%、住民税5%)が適用されます。

■上場株式等の配当所得および譲渡所得等に係る軽減税率廃止の概要

| | 期間 | 税率 |
|-----|---------------|-------------------|
| 改正前 | 平成25年12月31日まで | 10%(所得税7%、住民税3%) |
| 改正後 | 26年1月1日から | 20%(所得税15%、住民税5%) |

①本則税率20%が適用されるのは、所得税が平成26年分から、住民税が27年度からとなります。

②上記所得税と併せて、復興特別所得税が課されます。

小学生の「税に関する絵はがきコンクール」受賞者

本所・向島法人会女性部会では、区内の小学校6年生を対象に「税に関する絵はがきコンクール」を実施し、審査の結果、次の方々が受賞されました。

| 受賞者氏名等(敬称略) | |
|--|--|
| 公益社団法人本所法人会 | 公益社団法人向島法人会 |
| 【墨田区長賞】 栗山 耕太郎(緑小) | 【墨田区長賞】 渡邊直斗(隅田小) |
| 【本所税務署長賞】 世羅雪月(緑小) | 【向島税務署長賞】 牧野杏奈(第二寺島小) |
| 【東京都墨田都税事務所長賞】 守屋琴菜(緑小) | 【東京都墨田都税事務所長賞】 芳澤慶大(第二寺島小) |
| 【墨田区教育委員会賞】 松橋優衣(菊川小) | 【墨田区教育委員会賞】 宇田川 慧(第二寺島小) |
| 【本所法人会長賞】 戸梶 工(外手小) | 【向島法人会長賞】 塚越珠貴(八広小) |
| 【本所法人会女性部会長賞】 野々村 香花(二葉小) | 【向島法人会女性部会長賞】 鞍崎莉生(隅田小) |
| 【入選】 村田智紀(小梅小)、染谷萌菜(業平小)、 落合祐輔(中和小)、鈴木 康太郎(言問小)、 遠藤雅世(外手小)、李 定易(両国小)、 小松崎 妃麟(二葉小)、佐々木 愛梨(横川小)、 青木花菜(菊川小)、伊藤史織(緑小) | 【入選】 館岡優音、服部さくら、渡邊莉子(第二寺島小)、 大和田 海周、徳田理央、中根 麻里亜(隅田小)、 新名希平(曳舟小)、安吉 旭(中川小)、 長根光舞(第四吾嬬小)、早川徹大(八広小) |

軽自動車税の税率の引上げ

地方税法の改正に伴い、平成27年度から軽自動車税の税率が変わります(内容が変更となる場合があります)。

■原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪等

| 区分 | 税額 | | |
|--------------------------------|------------------------------------|--------|-------|
| | 26年度まで | 27年度から | |
| 原動機付自転車 | 排気量50cc以下または定格出力0.6kw以下 | 1000円 | 2000円 |
| | 排気量50cc超90cc以下または定格出力0.6kw超0.8kw以下 | 1200円 | 2000円 |
| | 排気量90cc超125cc以下または定格出力0.8kw超1kw以下 | 1600円 | 2400円 |
| | ミニカー(排気量50cc以下で輪距が50cm以上) | 2500円 | 3700円 |
| 小型特殊自動車(農耕作業用) | 1600円 | 2400円 | |
| 小型特殊自動車(その他) | 4700円 | 5900円 | |
| 軽二輪(排気量125cc超250cc以下)、ポータトラレー等 | 2400円 | 3600円 | |
| 二輪の小型自動車(排気量250cc超) | 4000円 | 6000円 | |

①すべての車両に新税率が適用されます。

■軽自動車

| 区分 | 税額 | | |
|----|--------|--------|--------|
| | 26年度まで | 27年度から | |
| 三輪 | 3100円 | 3900円 | |
| 乗用 | 自家用 | 7200円 | 1万800円 |
| | 営業用 | 5500円 | 6900円 |
| 貨物 | 自家用 | 4000円 | 5000円 |
| | 営業用 | 3000円 | 3800円 |

①平成27年4月1日以降に新規登録する車両から新税率が適用されます。

②27年3月31日までに新規登録をした車両(初めて車両番号の指定を受けた車両)は、現行税率(26年度と同じ税額)が適用されます。

中学生の「税についての作文」受賞者

本所・向島納税貯蓄組合連合会では、区内の中学生を対象に「税についての作文」を募集し、審査の結果、次の方々が受賞されました。

| 受賞者氏名等(敬称略) | |
|---|--|
| 本所納税貯蓄組合連合会 | 向島納税貯蓄組合連合会 |
| 【東京国税局管内納税貯蓄組合連合会優秀賞】 飯島由理(錦糸中) | 【東京国税局管内納税貯蓄組合連合会優秀賞】 白石優花(寺島中) |
| 【東京納税貯蓄組合総連合会会長賞】 宮田悠里(両国中)、郷 卯蘭(錦糸中) | 【東京納税貯蓄組合総連合会会長賞】 佐藤有里(吾嬬立花中) |
| 【本所税務署長賞】 高橋康平(日大一中) | 【向島税務署長賞】 亀田 百合花(吾嬬立花中)、長澤美宙(文花中) |
| 【東京都墨田都税事務所長賞】 臼井 さくら(都立両国高附属中) | 【東京都墨田都税事務所長賞】 小澤宥芽(寺島中) |
| 【墨田区長賞】 山本晴菜(本所中) | 【墨田区長賞】 山本 穂乃華(文花中) |
| 【本所納税貯蓄組合連合会会長賞】 門田紗織(日大一中) | 【向島納税貯蓄組合連合会会長賞】 塚本 賢、戸田 美波子(吾嬬第二中) |
| 【東京税理士会本所支部長賞】 佐藤成美(錦糸中) | 【東京税理士会向島支部長賞】 林 里音(桜堤中) |
| 【本所納税貯蓄組合連合会優秀賞】 中郡梨子、鈴木 遥(両国中)、桜井雅弘、 中田航成(安田学園中)、貝沼風佳、辻 嶺、 鳥居拓真、竹林優作(本所中)、浅川健也、 土井諒香、大澤菜央、佐藤瑠華、東 梨花子(日大一中)、鈴木希望、小池胡桃(錦糸中)、 藤本結衣、本田 麻里子、森田晴樹(都立両国高附属中)、圓本真子(堅川中)、渡辺真由、 雁部実夏、古川杏実(墨田中) | 【向島納税貯蓄組合連合会優秀賞】 成田 いずみ(文花中)、吉成美咲(寺島中)、 宇土秋良、佐藤里奈(桜堤中)、高島佑奈(吾嬬第二中)、五十嵐 萌恵(吾嬬立花中) |

税についての問合せ先

■区税(特別区民税・都民税、住民税の住宅ローン控除、軽自動車税など)

区民部税務課(区役所2階)

- ▶口座振替(自動払込) ☎5608-6133(税務係)
- ▶課税(非課税)証明書・納税証明書 ☎5608-6008(税務係)
- ▶軽自動車税 ☎5608-6134(税務係)
- ▶申告、課税額、住民税の住宅ローン控除等 ☎5608-6135(課税係)
- ▶納税相談 ☎5608-6142(納税係)

*月曜日～金曜日午前8時半～午後5時(祝日、12月29日～1月3日を除く)

■国税(所得税の確定申告、e-Taxの利用方法、所得税の住宅ローン控除、贈与税、消費税など)

▶本所税務署(業平1-7-2) ☎3623-5171

▶向島税務署(東向島2-7-14) ☎3614-5231

*国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」からは、確定申告書の作成・印刷や、e-Taxを利用して直接、電子申告をすることもできます。

■都税(固定資産税、個人事業税など)

▶墨田都税事務所(両国4-29-4) ☎5669-0138

*個人事業税・法人事業税・法人都民税・地方人特別税については、台東都税事務所(台東区雷門1-6-1) ☎3841-1271にお問い合わせください。